
第 3 基本的な考え方

1. 基本方針

目黒区の現況と課題をふまえ、歩行空間のバリアフリーに取り組む基本方針を次のとおり設定します。

基本方針 1 13 駅すべての周辺地区を対象にバリアフリー化を推進します。

駅のバリアフリー化、駅周辺の歩行空間の整備は、継続して取り組んでいく必要があります。福祉のまちづくりを目指して、13 駅すべての周辺地区において、バリアフリー化に取り組めます。

基本方針 2 交通バリアフリー法と東京都福祉のまちづくり条例にそって、バリアフリー化を推進します。

整備にあたっては、都市計画道路事業や再開発事業など既存の事業と連携して、歩行空間のバリアフリーネットワークを進めていきます。

基本方針 3 区民、事業者、目黒区の連携により、効果的で効率的なバリアフリー化に取り組めます。

駅構内のバリアフリー化は、交通事業者の理解と協力を得て進めていきます。

移動経路の整備は、事業者が中心となって取り組み、歩行を妨げている放置自転車や商品陳列等の障害物の対策は、区民や民間企業・団体との連携で進めていきます。

2. 事業推進に向けた地区区分

13 駅周辺地区の歩行空間についてバリアフリーネットワーク化を進めていくために、地区特性を考慮して「交通バリアフリー推進地区」、「福祉のまちづくり推進地区」を設定します。

(1) 交通バリアフリー推進地区

交通バリアフリー法に基づき重点的にバリアフリーネットワーク化を進めていく地区です。

駅、特定施設、特定経路、事業期間が満たすべき要件を以下のように設定しました。

特定経路以外の経路についても東京都福祉のまちづくり条例にそって、整備を進めます。

交通バリアフリー推進地区が満たすべき要件を考慮し、中目黒駅、都立大学駅、自由が丘駅の3 駅周辺を交通バリアフリー推進地区とします。

交通バリアフリー推進地区の要件

< 駅（特定旅客施設） >

目黒区内に駅施設のある乗降客 5,000 人/日以上の駅であること

< 特定施設 >

駅から徒歩圏内（おおむね半径 500m 圏）にあり、日常的に多くの高齢者や障害をもつ人等が駅から徒歩で利用する全区的・広域的な官公庁施設、福祉施設、その他の施設（商業集積地含む）であること

< 特定経路 >

駅と特定施設を結ぶ有効幅員 1.2m 以上の歩行空間が連続して確保されること




< 事業期間 >

平成 22 年までに特定事業の着手もしくは完了が見込まれること

1 有効幅員

歩道や横断歩道橋などの通路や階段の幅員から、縁石や手すり、歩行者の安全な通行を妨げるおそれがある工作物（放置自転車や看板など）を除いた幅員

交通バリアフリー推進地区の概況

地域名称	地区の選定理由	
中目黒駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 目黒区総合庁舎や、東京共済病院などがあり、高齢者や障害をもつ人を含めた様々な人が多数訪れる地区 	
都立大学駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 広域からの利用者が多いパーシモンホール、障害をもつ人の利用者が多いあいアイ館などの施設を持つめぐろ区民キャンパスのある地区 	
自由が丘駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 目黒区内で最も商業施設が集積しており、区内外を問わず広域からの来訪者の多い地区 	

(2) 福祉のまちづくり推進地区

「交通バリアフリー推進地区」以外の駅周辺地区を「福祉のまちづくり推進地区」に位置づけ、東京都福祉のまちづくり条例にそって、バリアフリーネットワーク化を進めます。

福祉のまちづくり推進地区を、次の10駅周辺とします。

駒場東大前駅、池尻大橋駅、祐天寺駅、学芸大学駅、目黒駅、武蔵小山駅、西小山駅、洗足駅、大岡山駅、緑が丘駅

3. 推進地区の基本構成要素

交通バリアフリー推進地区と福祉のまちづくり推進地区の施設、経路、区域設定の考え方は次のとおりです。

(1) 施設設定

交通バリアフリー法に基づく「特定施設」と、福祉のまちづくりを推進するための「主要施設」を設定します。

特定施設：駅から徒歩圏内（おおむね半径500m圏）にあり、日常的に多くの高齢者や障害をもつ人等が駅から徒歩で利用する全区的・広域的な拠点となる官公庁施設、福祉施設、その他の施設（商業集積地含む）

主要施設：徒歩による利用が多い官公庁施設、福祉施設、商業施設、その他の施設

(2) 経路設定

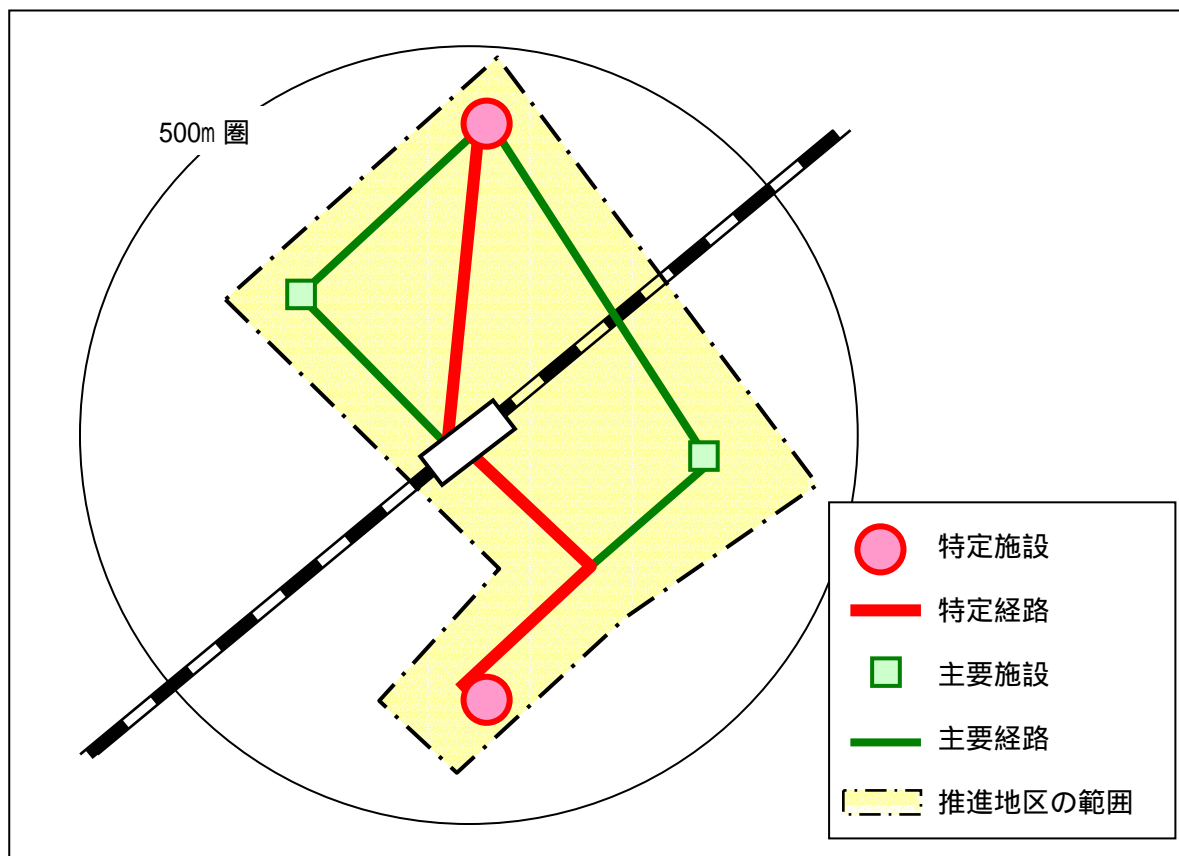
交通バリアフリー法に基づく「特定経路」と、福祉のまちづくりを推進するための「主要経路」を設定します。

特定経路：駅と特定施設を結ぶ有効幅員2m以上の歩行空間が、連続して確保される経路

主要経路：特定経路を補完して回遊性を形成する経路で、徒歩で主要施設に至る経路、または区民の暮らしを支える商店街などの経路

(3) 推進地区の設定

交通バリアフリー推進地区と福祉のまちづくり推進地区は、中心となる駅、「特定施設」、「主要施設」、「特定経路」、「主要経路」とその沿道を取り囲む範囲とします。



推進地区のイメージ図

4. 目黒区における特定事業と主要経路事業

(1) 特定事業

特定事業は、「移動円滑化の促進に関する基本方針」において、原則として平成22年までに事業化（事業完了もしくは事業着手）することとされており、国が定めた「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」などに基づいて整備を進めていきます。事業によっては、国や都の助成制度などが適用されます。

< 特定事業の整備内容 >

ア. 特定旅客施設（鉄道駅）

(ア) 移動経路のバリアフリー化

- ・エレベーターの設置
- ・階段と手すりに移動円滑化基準の適用

(イ) バリアフリー案内施設の設置

- ・視覚障害者誘導用ブロック（JIS規格に準拠）の設置
- ・施設出入口口での音声案内の採用

(ウ) バリアフリー対応施設の設置

- ・だれでもトイレの設置

イ. 移動経路

(ア) 歩道部のバリアフリー化

ア) 歩道設置

ア-1) 歩道無しの場合

- ・道路の新設または拡幅にあわせた歩道の新設

ア-2) 歩道有りの場合

- ・歩道上の占用物件や道路付属物等の整理による有効幅員2m以上の連続的確保
- ・道路幅員構成の見直しによる歩道有効幅員2m以上の連続的確保
- ・建築物の壁を後退させることによる歩行空間の有効幅員2m以上の連続的確保
- ・道路の拡幅にあわせた歩道有効幅員2m以上の連続的確保

イ) 舗装の改良

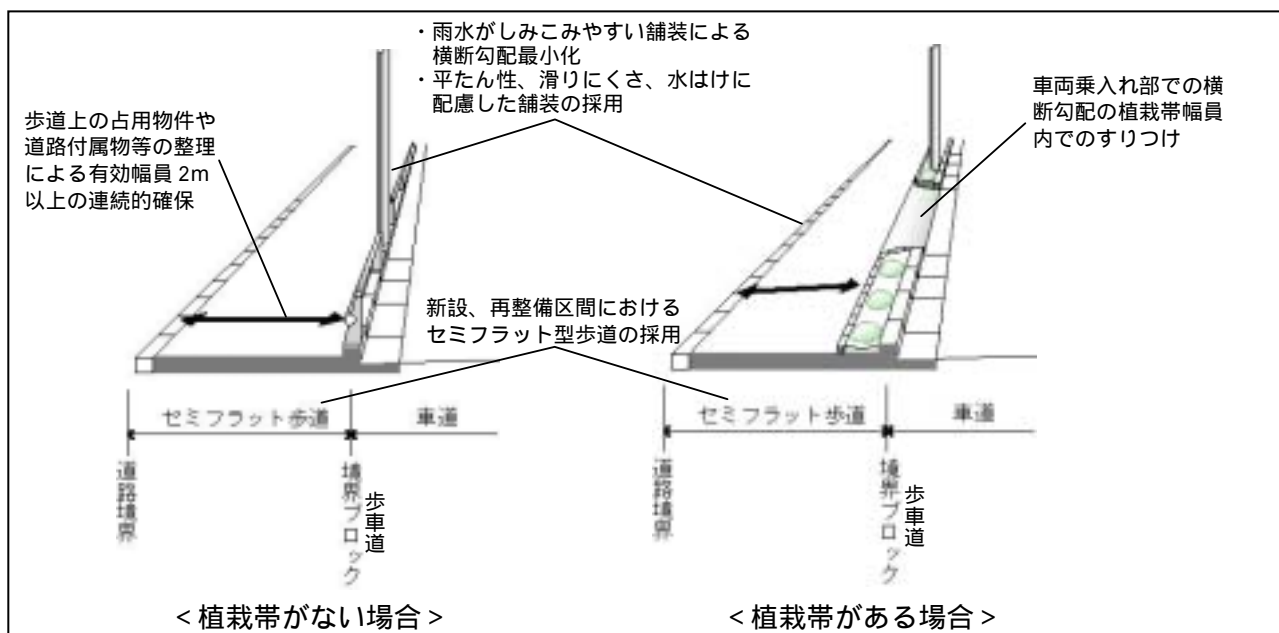
- ・雨水がしみこみやすい舗装による横断勾配の最小化
- ・平坦性、滑りにくさ、水はけに配慮した舗装の採用

ウ) 勾配の改良

- ・新設、再整備区間におけるセミフラット型歩道¹の採用
- ・歩道部の横断勾配への移動円滑化基準の適用（基準値：1%以内）
- ・歩道部の縦断勾配への移動円滑化基準の適用（基準値：5%以内）

エ) すりつけ部²の改良

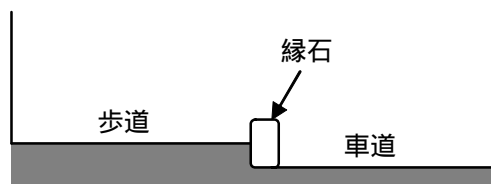
- ・横断歩道接続部での標準2cmの段差設置（移動円滑化基準の適用）
- ・すりつけ勾配への移動円滑化基準の適用（基準値：5%以内）
- ・車両乗入れ部での歩道平坦部の幅員2m以上の確保
- ・車両乗入れ部での横断勾配の植栽帯幅員内でのすりつけ
- ・植栽帯がない場合、最小幅員で車道と歩道をすりつける特殊ブロックの採用
- ・交通島部でのセミフラット型構造の採用
- ・幹線道路と区道の交差点部の、横断歩道部分のかさ上げによる車道と歩道の平坦化



歩道がある場合の整備イメージ

1 セミフラット型歩道

歩道の高さが車道より高く、緑石の高さより低い歩道構造



セミフラット型歩道イメージ

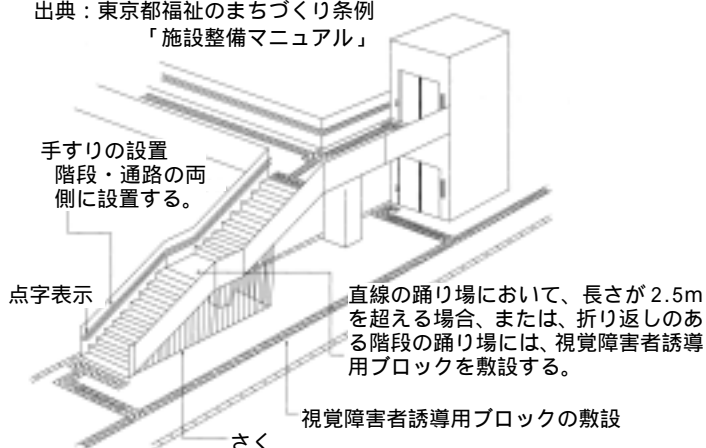
2 すりつけ部

歩道と車道が接続する横断歩道や車道乗入れ部、歩道の端部などの高さを調節する部分

(イ) 歩道橋の改良

- ・既設歩道橋へ自動昇降施設(エレベーター、エスカレーター)を設置(歩道の有効幅員が2m以上確保可能な場合)
- ・既設歩道橋の移設(歩道の有効幅員が2m以上確保可能な場所への移設)
- ・平面横断歩道設置による歩道橋機能の代替(既存歩道橋の撤去)

出典：東京都福祉のまちづくり条例
「施設整備マニュアル」



(ウ) バス乗降時の円滑化の確保

- ・低床バスの導入
- ・バスの床の高さに合わせ、乗降しやすい歩道の高さを確保
- ・バス停に上屋、ベンチを設置
- ・音声案内の設置
- ・乗降しやすい新型バス停の設置
- ・バス(タクシー)待ち客の滞留空間と歩行者通行帯分離(空間確保あるいはバス停の移設)

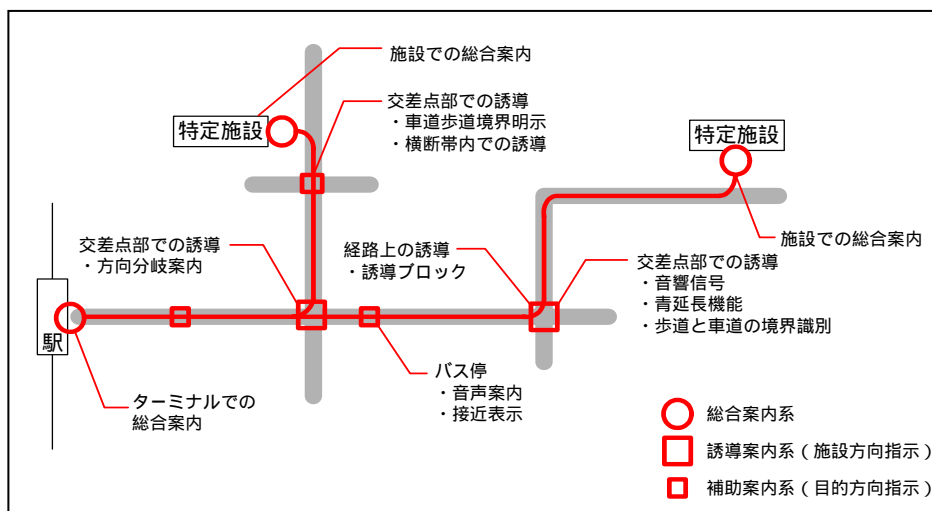


新型バス停

これまでのバス停と異なり、斜めにバスが入り、歩道に寄せて停車できるため、乗降しやすい

(エ) バリアフリー案内施設の設置

- ・ユニバーサルデザイン¹やバリアフリーに配慮した案内標識の設置
- ・視覚障害者誘導用ブロック(JIS規格に準拠)の設置
- ・施設出入口、主要交差点での音声案内の採用



特定経路・主要経路における案内施設配置の考え方

1 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方

(オ) 歩行環境の快適化

- ・ベンチ、休憩所等の設置
- ・広場等のバリアフリー化
- ・高架下、歩道橋下の環境改善
- ・路上占用物件や道路付属物の整理
- ・看板や商品の歩道へのはみ出しの抑制

(カ) 放置自転車対策

- ・駐輪施設の利用促進
- ・駐輪場の新設
- ・地域の組織との協力・連携による対策の推進
- ・マナー向上のための啓発

(キ) 交通安全対策の推進

- ・危険箇所への信号設置
- ・幹線道路の交差点に自転車横断帯を設置
- ・幹線道路横断歩道部でのバリアフリー対応信号¹の設置、交通島の設置
- ・幹線道路での自転車専用レーンの設置
- ・駅周辺での駐停車車両の規制強化
- ・歩道への乗り上げ車両の取り締まり強化、車止めの設置

(ク) バリアフリーに関する情報提供や啓発

- ・目黒区ホームページによるバリアフリー情報の提供
- ・パンフレット、ガイドブック等によるバリアフリーに関する啓発
- ・区民、事業者、行政による連携を図った取り組み

1 バリアフリー対応信号

視覚障害者でも信号がわかるよう青になった時に音楽や音が鳴る音響機能や、高齢者や車いす利用者等のために、歩行者用信号の青時間が延長する機能等をもった信号機

(2) 主要経路事業

主要経路のバリアフリー化は主要経路事業により進めます。計画づくりから事業化までの枠組みに従って、地域住民の意向を踏まえながら「移動円滑化基準」を達成することを目標として順次取り組んでいきます。

また、既定のまちづくり計画や事業との連携を重視し、地区特性に応じた事業化を目指します。

<主要経路事業の整備内容>

ア．特定旅客施設（鉄道駅）

(ア) 移動経路のバリアフリー化

- ・エレベーターの設置
- ・階段と手すりに移動円滑化基準の適用

(イ) バリアフリー案内施設の設置

- ・視覚障害者誘導用ブロック（JIS規格に準拠）の設置
- ・施設出入口での音声案内の採用

(ウ) バリアフリー対応施設の設置

- ・だれでもトイレの設置

イ．移動経路

(ア) 歩道部のバリアフリー化

ア) 歩道の設置

ア-1) 歩道無しの場合

- ・一方通行化、車線減による歩道の新設
- ・道路幅員構成の見直しによる歩道の新設
- ・建築物の壁を後退させることによる歩行空間の確保
- ・道路の新設または拡幅にあわせた歩道の新設

ア-2) 歩道有りの場合

- ・歩道上の占用物件や道路付属物の整理による歩道の拡幅
- ・道路幅員構成の見直しによる歩道の拡幅
- ・建築物の壁を後退させることによる歩行空間の拡幅
- ・道路拡幅事業にあわせた歩道の拡幅

イ) 舗装の改良

- ・雨水がしみこみやすい舗装による横断勾配の最小化
- ・平坦性、滑りにくさ、水はけに配慮した舗装の採用

ウ) 勾配の改良

- ・新設、再整備区間におけるセミフラット型歩道の採用
- ・歩道部の横断勾配への移動円滑化基準の適用（基準値：1%以内）
- ・歩道部の縦断勾配への移動円滑化基準の適用（基準値：5%以内）

エ) すりつけ部の改良

- ・横断歩道接続部に標準 2cm の段差設置
- ・車両乗入れ部での歩道平たん部分の確保
- ・車両乗入れ部での横断勾配の植栽帯幅員内でのすりつけ
- ・植栽帯がない場合、最小幅員で車道と歩道をすりつける特種ブロックの採用
- ・交通島部でのセミフラット型構造の採用
- ・幹線道路と区道の交差点部での、横断歩道部分のかさ上げによる車道と歩道の平たん化

(イ) 歩車共存型道路¹のバリアフリー化

ア) 歩行空間の安全確保

- ・車道部と路側帯部の鮮明な明度による色付け区分
- ・通過交通抑制、車両進入の時間規制、道路幅員構成の見直し等による歩行者の安全確保
- ・車道幅員の最小化、占用物件や道路付属物の整理、駐停車規制による路側帯、歩行者通行帯の有効幅員の確保
- ・狭幅員道路の歩行者優先化
- ・狭幅員道路の車両進入の時間規制
- ・建築物の壁を後退させることによる歩行者通行帯の確保
- ・道路新設、拡幅事業等にあわせた歩行空間の確保

イ) 勾配の改良

- ・L型側溝の改良による平たん性の確保
- ・水はけの良い舗装の採用による平たん性の確保
- ・道路と宅地、商店の入口との段差改良

(ウ) 歩道橋の改良

- ・歩道橋へ自動昇降施設（エレベーター、エスカレーター）を設置（歩道の有効幅員が2m以上確保可能な場合）
- ・歩道橋の移設（歩道の有効幅員が2m以上確保可能な場所への移設）
- ・平面横断歩道設置による歩道橋機能の代替（既存歩道橋の撤去）

1 歩車共存型道路

歩行者の安全を確保し、歩道と車道を分離せずに人と車がともに利用できる工夫がされた道路

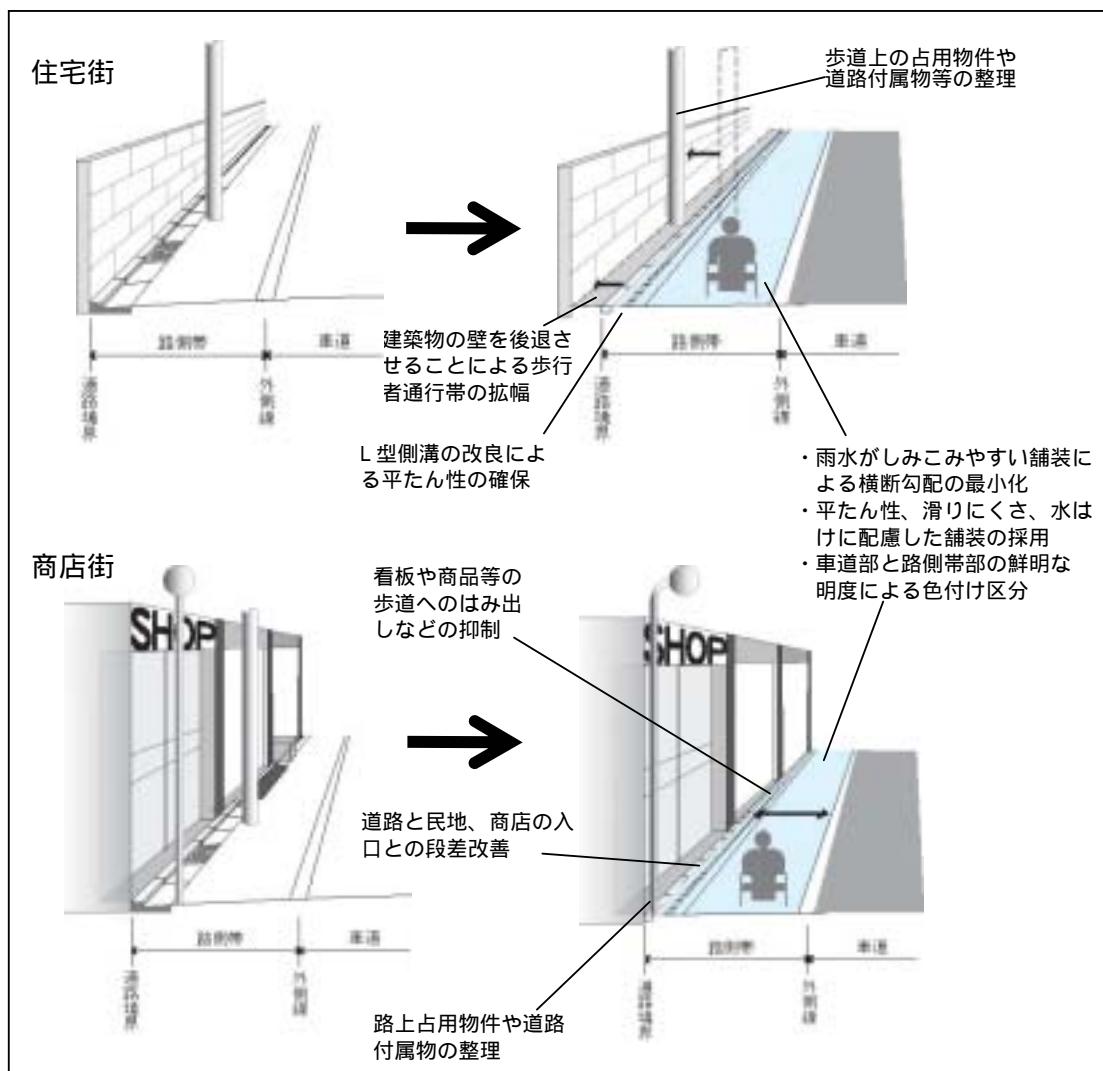
(エ) バス乗降の円滑化

ア) 歩道有りの場合

- ・バスの床の高さに合わせ、乗降しやすい歩道の高さを確認
- ・バス停に上屋、ベンチを設置
- ・音声案内の設置
- ・乗降しやすい新型バス停の設置
- ・バス（タクシー）待ち客の滞留空間と歩行者通行帯の分離（空間確保あるいはバス停の移設）

イ) 歩道無しの場合

- ・バス待ち客の滞留空間の確保
- ・低床バス等のバリアフリー対応バス車両の採用



歩車共存型道路の場合の整備イメージ

(オ) バリアフリーサイン類の設置

- ・ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した案内標識の設置
- ・施設出入口、主要交差点での音声案内の採用

ア) 歩道有りの場合

- ・視覚障害者誘導用ブロック（JIS規格に準拠）の設置

イ) 歩道無し、歩車共存型道路の場合

- ・車道部と路側帯部の色付けによる区分

(カ) 歩行環境の快適化

- ・ベンチ、休憩所等の設置
- ・高架下、歩道橋下等の環境改善
- ・路上占用物件や道路付属物の整理
- ・看板や商品等の歩道へのはみ出しの抑制

(キ) 放置自転車対策

- ・駐輪施設の利用促進
- ・新規駐輪場の整備
- ・地域の組織との協力・連携による対策の推進
- ・マナー向上のための啓発

(ク) 交通安全対策の推進

- ・危険個所への信号設置
- ・幹線道路の交差点に自転車横断帯を設置
- ・幹線道路横断歩道部でのバリアフリー対応信号の設置、交通島の設置
- ・幹線道路での自転車占用レーンの設置
- ・駅周辺での駐停車車両の規制強化
- ・歩道への乗り上げ車両の取り締まり強化、車止めの設置

(ケ) バリアフリーに関する情報提供や啓発

- ・目黒区ホームページによるバリアフリー情報の提供
- ・パンフレット、ガイドブック等によるバリアフリーに関する啓発
- ・区民、事業者、行政による連携を図った取り組み